

製品安全4法改正を踏まえた電気用品安全法の最新動向について (1/3)

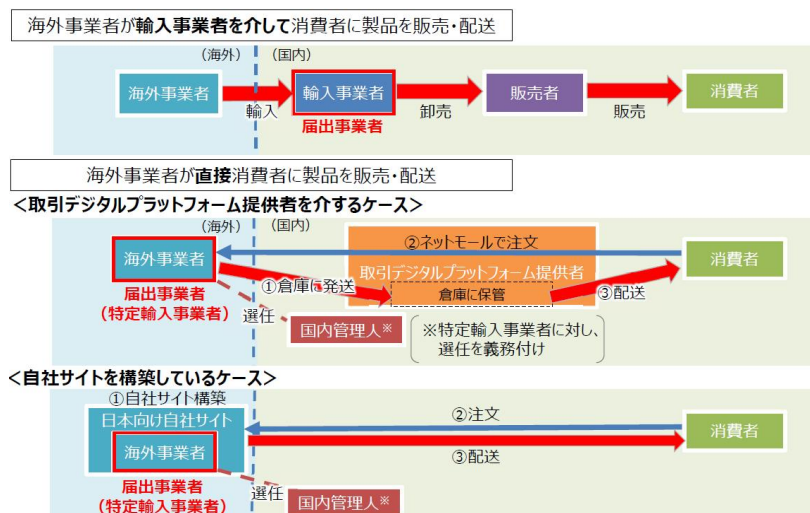
消費生活用製品安全法をはじめとする製品安全4法は、令和6年6月26日に「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律」が公布され、令和7年12月25日に施行が予定されております。今回は、製品安全4法の改正概要のご紹介と、電気用品安全法にフォーカスした改正に係る内容をご紹介します。

製品安全4法の改正概要

製品安全4法（消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）では、①インターネット取引拡大への対応、②玩具等の子供用製品の安全確保への対応として、大きく2点の改正がなされております。

① インターネット取引の拡大への対応

国内の消費者に直接販売をする海外事業者に対して迅速な対応を確保するなどの観点から、海外事業者を特定輸入事業者として規制の対象とし、国内管理人の選任を求めることとされております。その他、オンラインモール等の取引デジタルプラットフォーム（取引IDPF）提供者に対する出品削除要請等の創設、届出事項の公表制度や法令等の違反行為者の公表制度の創設などが追加されております。



出典：消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の概要（海外事業者の規制対象化について）
（令和7年8月 経済産業省製品安全課）

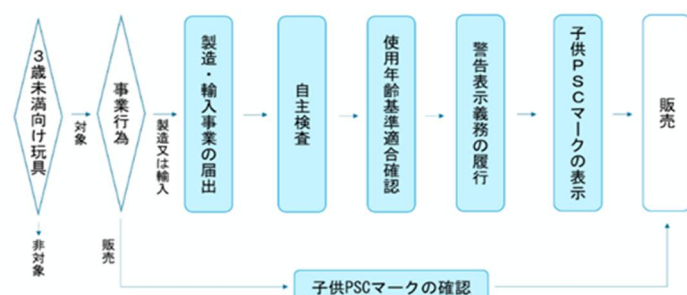
→ https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/tokuteiyunyu_kaisei_Japanese.pdf

② 玩具等の子供用製品の安全確保への対応

玩具等の子供用製品は、消費生活用製品安全法において「子供用特定製品」として規制の対象とされ、当該製品を製造、輸入又は販売する事業者も規制の対象とされております。詳細については、特設ページが開設されておりますのでご確認ください。

→ https://www.meti.go.jp/product_safety/kodomo/gangu_kisei.html

乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）を取り扱う事業者の手続きについて



出典：経済産業省HP「玩具に対して新しい規制が導入されます」

→ https://www.meti.go.jp/product_safety/kodomo/gangu_kisei.html

製品安全4法改正を踏まえた電気用品安全法の最新動向について (2/3)

電気用品安全法の改正内容

令和7年12月25日に施行が予定されている電気用品安全法の改正内容についてご紹介致します。特定輸入事業者や国内管理人に関する内容になりますので、ぜひご確認くださいようお願いいたします。

＜海外事業者の規制対象化＞

① 特定輸入事業者

輸入事業者のうち、外国において、取引IDPFを利用等することで、日本国内の輸入事業者を介さず、直接国内の一般消費者に特定製品を輸入する海外の事業者は「特定輸入事業者」として、現行の製造・輸入事業者と同様に届出及びその他義務を履行する必要があります。さらに、特定輸入事業者は届出事業者として従来の義務を履行することに加えて、以下に示すような追加の義務が発生します。

【特定輸入事業者が生じる追加義務】

- ◆ 執行及び迅速な対応を確保するなどの観点から、国内における責任者として「国内管理人」の選任が必要であり、その国内管理人の氏名・住所等の届出が必要となります。（電気用品安全法第3条第2項）
- ◆ 電気用品安全法第8条2項の検査記録を国内管理人に提供しなければならない。（電気用品安全法第8条第3項）
- ◆ 選任する国内管理人が技術基準省令（電気用品安全法施行規則 第12条の2）に適合するようにしなければならない。（電気用品安全法第8条第4項）
- ◆ 特定電気用品の場合は、電気用品安全法第9条2項の適合性検査に係る証明書の写し（コピー）を国内管理人に提供しなければならない。（電気用品安全法第9条第3項）
- ◆ 特定輸入事業者は、検査の実施及び記録の保存に加え、国内管理人へ検査記録の写しの提供及び国内管理人が写しを保存していることが確認できたとき、また、特定電気用品の場合は、前述のほか、適合性検査の受検及びその証明書の保存に加え、国内管理人へ証明書の写しの提供及び国内管理人が写しを保存していることが確認できたときにPSEマークを付すことができる。（電気用品安全法第10条第2項）

② 国内管理人

「日本国内においてその輸入に係る特定製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大を防止するために必要な措置をとらせるための者」と定義し、電気用品安全法含む製品安全4法上、海外事業者のいわば代理人として、検査記録の写しの保存義務、報告徴収等の対象とするとともに、日本国内における特定製品の安全性の確保に一定の責任を有するものと位置付けられています。

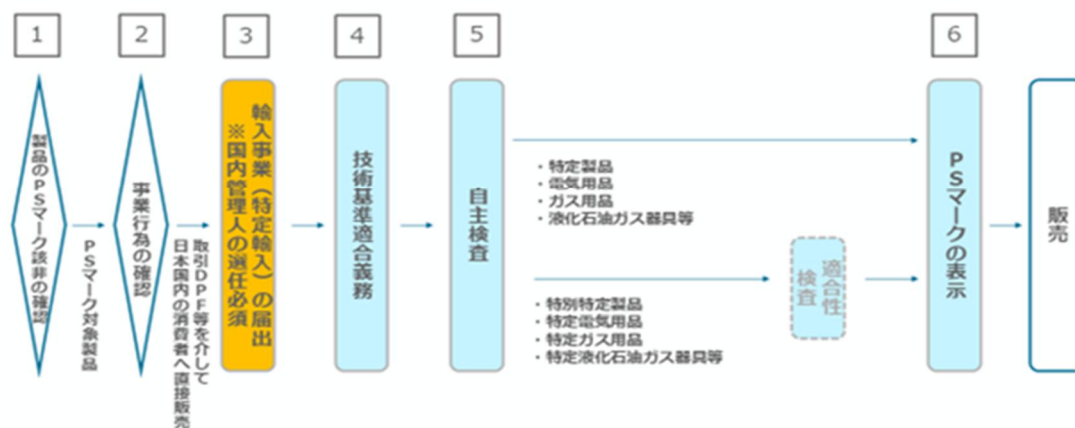
【国内管理人に係る主な義務】

- ◆ 特定輸入事業者から提供される検査記録の写しを保存しなければならない。（電気用品安全法第8条第3項）
 - ◆ 特定電気用品の場合は、特定輸入事業者から提供される適合性検査に係る証明書の写し（コピー）を保存しなければならない。（電気用品安全法第9条第3項）
 - ◆ 報告徴収、立入検査及び製品提出命令の受忍義務（電気用品安全法第45条～第46条の2）
 - ◆ 特定輸入事業者が届出を行った日から1年経過するごとに、その届出事業者の情報、電気用品の区分、及び届出事業者との連絡体制等を報告しなければならない。（電気用品安全法第45条第1項）
 - ◆ 国内管理人が特定輸入事業者との契約を解除する場合には、契約の解除を行う日の前日から起算して30日前までに、申し出なければならない。（電気用品安全法第45条第1項）
- ※ 国内管理人の定期報告及び契約解除等の報告につきましては、電気用品安全法 法令業務実施手引書（Ver 6.0.0）の3.8～3.9項等をご参考ください。

→ https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/file/06_guide/denan_guide_ver600.pdf

製品安全4法改正を踏まえた電気用品安全法の最新動向について (3/3)

手続きフロー



出典：経済産業省HP「海外事業者が製品安全4法の規制対象となります」

→ https://www.meti.go.jp/product_safety/tokuteiyunyu/tokuteiyunyu.html

<届出、適合性検査の申込等について>

令和7年12月25日の施行日における届出集中を緩和するため、令和7年9月25日より海外事業者（特定輸入事業者）による事業届出等の関連手続の事前相談の受付が開始されております。

詳細は、経済産業省HPをご確認ください。

→ https://www.meti.go.jp/product_safety/tokuteiyunyu/tokuteiyunyu.html

また、特定輸入事業者として特定電気用品に係る適合性検査について、弊所へのお申込みをご希望のお客様につきましては、弊所で定める所定の申込用紙の他に特定輸入事業者としての届出受理の証明が必要となりますので、上記HPの「1.輸入事業（特定輸入）の届出」等をご確認いただきますようお願いいたします。



【お問い合わせ先】

（一財）電気安全環境研究所

ビジネス推進部 カスタマーサービスセンター

E-mail: cs@jet.or.jp